

8月からの介護保険制度改正について

一定以上の所得のある人は、サービスを利用した時の負担割合が2割になります

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者負担いただくことが必要です。

この利用者負担について、これまで所得にかかわらず一律にサービスの1割としていましたが、団塊の世代が75歳以上となる平成27年以降にも持続可能な制度とするため、65歳以上(第1号被保険者)のうち、一定以上の所得がある人にはサービスの2割を負担いただくこととなります。

Q 2割負担になるのはどのような人ですか？

A 65歳以上で、合計所得金額(※1)が160万円以上の人です(単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上)。

ただし、合計所得金額が160万円以上であっても、実

際の収入が280万円に満たないケースや65歳以上が2人以上の世帯で収入が低いケースがあることを考慮し、世帯の65歳以上の「年金収入とその他の合計所得金額(※2)の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。

※1 収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除などの控除をする前の所得金額

※2 合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額



月々の負担の上限(高額介護サービス費の基準)が変わります

Q 高額介護サービス費とはどのような制度ですか？

A 介護サービスを利用する場合に支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。1カ月

に支払った利用者の負担の合計が負担の上限を超えたときは、超えた分が払い戻されます。一般的な所得の人の負担の上限は37,200円です。

Q どのような改正が行われるのですか？

A 特に所得の高い現役並み所得相当の人がいる世帯については、相応の負担をお願いするため、負担の上限が37,200円(月額)から44,400円(月額)に引き上げられます。

食費・部屋代の負担軽減の基準が変わります

▼介護保険3施設(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)や

ショートステイを利用する人の食費・部屋代については、本人による負担が原則ですが、低所得の人については、食費・部屋代の負担軽減を行います。

▼在宅で暮らす人や保険料を負担する人との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、一定額以上の預貯金などの資産を所持している人などには自身で負担いただくよう、基準の見直しを行います。

Q どのような改正が行われるのですか？

A これまでは、負担軽減の申請後、本人および同一世帯の人の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、本年8月からは、次の取り扱いを追加します。

①配偶者が村民税を課税されているかどうかを確認し、課税

されている場合には負担軽減の対象外とする(世帯が同じかどうかは問わない)。

②預貯金などの金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする。

- ・配偶者がいる人 合計2,000万円
- ・配偶者がいない人 1,000万円



〈問い合わせ〉
役場 健康推進課
高齢者福祉係
Tel(62)9180